

2008年2月17日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

河川管理者の原案説明会・意見交換会はまったく不十分である

1、河川法は河川整備計画の策定に関して、原案に対する学識経験者の意見、公聴会開催等による住民意見を反映して河川整備計画案を決定することを求めています。

河川管理者は淀川水系河川整備計画の策定に向けて河川整備計画原案を流域委員会において審議する一方で地域住民の意見聴取・反映ということで説明会や意見交換会を開催してきました。

しかし地域住民への説明会や意見交換会は、河川管理者が河川法の規定に基づいて河川整備計画に住民意見を反映させる上で流域住民の意見を聞きましたというには余りにも不十分であると考えます。

2、宇治市における07年19月25日の「淀川を考える会」は「淀川水系河川整備計画原案」についてまともに説明されたとは言い難い状況です。

もともとの設定が「淀川を考える」であって原案説明会ではなかったのでしょう。河川管理者は「資料1 原案」を配布したものの「資料2 淀川を考える『淀川の未来を考えよう』」と説明では、原案の河川の「整備目標」すなわち「淀川本川及びその上流の各支川については、戦後最大の洪水であり、流域全体に大きな被害をもたらした昭和28年台風13号洪水を対象とする。」という基本すら説明から欠落しており、一方で宇治において開催しているにもかかわらず、宇治川に関するものは48スライドの中で洪水（宇治川）3、ダム3、宇治川における主な具体の整備内容2（塔の島地区1）であり、宇治川の河川整備計画原案についてきっちり説明されたとは言い難い状況でした。

そしてその後参加者がグループに分かれてワーキングしているようなやり方で意見交換を行っただけで、質問・疑問に対して河川管理者が答弁するやり方・状況ではありませんでした。

この会に提出された資料と意見については不十分さはあっても河川管理者のホームページ「淀川水系河川整備計画の策定に向けての取り組み」の「河川管理者による意見をお聞きする取り組み開催結果」に掲載されています。

3、宇治市において07年11月4日開催された「塔の島地区河川整備に関する

る意見交換会」では「資料7 原案」「資料4 塔の島地区河川整備について」、「資料5 天ヶ瀬ダム再開発事業について」などが配布されました。

説明では、10月25日同様に原案の河川の「整備目標」すなわち「淀川本川及びその上流の各支川については、戦後最大の洪水であり、流域全体に大きな被害をもたらした昭和28年台風13号洪水を対象とする。」という基本すら説明から欠落しており、一方で塔の島地区と天ヶ瀬ダム再開発は説明はあるが下流の堤防補強や隠元地区の計画は全く触れていない状況で、原案の宇治川に関する正確な説明とは言い難いものでした。

また宇治川河川計画について、淀川河川整備基本方針において宇治地点で計画規模を1/150で設定、計画規模洪水1/150で宇治地点の計画高水流量は1500 m³/sであり、この宇治地点の計画高水流量1500 m³/sに対応して天ヶ瀬ダムから山科川合流点までの一連の区間の河道計画策定、整備すると説明しています。その後、河川管理者が説明しているような天ヶ瀬ダム2次調節に対応する宇治川1500 m³/s改修という説明とは異なるものです。

また「宇治橋上流域からの流出量の検証」と称して「合理式による宇治橋上流域からの流出量計算結果」で宇治橋上流の流出面積16.8 km²の流出量を1/100年で248 m³/s、1/150年で268 m³/sとし、宇治橋上流の洪水流量を1448 m³/s (1/100年)、1468 m³/s (1/150年)と示しています。

その次の「宇治地点の1500 m³/sについて」では「貯留関数法により、山科川合流点より上流側区間の計画高水流量は1500 m³/sに設定されている。本区間は天ヶ瀬ダム直下に関するため、仮にダム放流中に天ヶ瀬ダム下流域に局所的な降雨が生じた場合を想定する。合理式によりチェックした結果、宇治橋上流域（天ヶ瀬ダム下流川流域）における流出量は、計画規模1/150年において268 m³/sである。合理式から得られた流出量、天ヶ瀬ダム放流量1140 m³/s、宇治発電所からの流入約60 m³/sをあわせて約1500 m³/sになります。」と説明しています。

しかしこの説明は、同じ合理式で山科川合流点上流の流域27 km²の流出量を計算すれば431 m³/s (1・150年)で、山科川合流点の洪水流量は1631 m³/sとなり、計画高水流量を越え、たちまち破綻する説明でした。

説明に対する質疑応答では、質問に対して河川管理者が質問をねじまげ、意図的にすれ違いの回答を行い、進行役が一人1回しか質問を認めないような進行を行い、地域住民の原案に対する疑問点を解明し、河川整備に関する認識を共有する方向へ行くのとは逆行したものとなっています。

そして、この意見交換会に提出された資料と意見交換会の報告は、開催から日時が経過しているにも関わらず河川管理者のホームページ「淀川水系河川整

備計画の策定に向けての取り組み」の「河川管理者による意見をお聞きする取り組み開催結果」に掲載されていません。河川管理者は自分たちにとって都合の悪いものは公開したくないのかもしれませんが、情報公開の原則からして重大な問題として指摘しなければなりません。

3、河川管理者が地域住民への原案の説明会や意見交換会を開催しましたという場合、いったいどのような資料が配布され説明が行われたのか、説明会や意見交換会で地域住民からどのような意見が出されたのか、また出された意見がどのように取り扱われているのかということを検証する必要があります。地域住民の意見の河川整備計画への反映が必要なのであって、形式的に住民の意見を聞きましたということでは河川法の趣旨に沿っているとは言えません

4、河川管理者のホームページ「河川管理者による意見をお聞きする取り組み【開催結果】」をみると、大きな疑問に突き当たります。

①地域住民への説明会・意見交換会の資料と報告が掲載されているのに、なぜか10月5日の大戸川 住民説明会（黄瀬大戸川ダム対策協議会）、10月30日の大戸川ダム 住民意見交換会（大津氏上田上市民センター）、11月4日の淀川 塔の島地区河川整備に関する説明及び意見交換会（宇治公民館）、11月8日の淀川 住民説明会（淀生津地区公会堂）、11月14日の大戸川 住民意見交換会（大津市 コラボしが21）は、配布された資料と報告ともに未掲載です。

②自治体への説明では資料と報告ともに未記載です。そして資料に詳細と記してある場合も配布リストのみであって実際に配布された資料内容は掲載されていません。

③商工会議所や建設業協会などへの説明会は資料も報告も掲載されていません。

④琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会は資料と報告が掲載されています。

大戸川ダムと宇治川塔の島地区の意見交換会が資料・報告ともに掲載されていない理由はなぜなのか、自治体への説明の資料と報告、商工会議所や建設業界などへの説明会の資料と報告が掲載されていないのはなぜなのでしょう。情報公開の原則から明らかにすべきでしょう。

配布された資料や説明とともに、そこで出された意見を知りあうことこそ河川整備について認識を共有する第一歩と考えるべきことです。

以上